

【改訂版】

安城市保育園等運営方針

令和2年4月

安城市子育て健康部 保育課

目 次

第1章 策定にあたって

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 2 方針の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 3 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3

第2章 保育園等を取りまく現状と課題

- 1 国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
- 2 本市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6
 - (1) 保育園・認定こども園（保育園コース）の現状
 - (2) 保育園・認定こども園入園児童数の推計
 - (3) 幼稚園・認定こども園（幼稚園コース）の現状
 - (4) 幼稚園・認定こども園入園児童数の推計
- 3 重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 14

第3章 課題の解決に向けて

- 1 課題解決の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 15
- 2 民間の保育園・認定こども園の整備による保育需要の受け皿拡大・・ P. 15
- 3 公立幼稚園の認定こども園移行による保育需要の受け皿拡大・・ P. 17
- 4 施策の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 18
- 5 利便性向上の視点における保育園・幼稚園の認定こども園移行・・ P. 20
- 6 市が設立する社会福祉事業団による保育園・認定こども園の運営・・ P. 22

第4章 推進体制

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 29
- 2 今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 30

第1章 策定にあたって

1-1 趣旨

子育てをめぐる状況は、急速な少子化の進行や女性の社会進出に伴う低年齢児保育ニーズの増大、核家族化の進展などにより変化し続けている。そうした中、2012年（平成24年）8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、2015年度（平成27年度）から「子ども・子育て支援新制度」が施行された。本市は、2015年（平成27年）3月に「安城市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「支援事業計画」という。）を策定し、2015年度（平成27年度）からの5年間における教育・保育量の見込みに基づく必要量の確保を重点項目に掲げた。

しかしながら、想定を上回る低年齢児保育ニーズの急増により、2017年（平成29年）10月時点の調査で、初めて待機児童が発生する事態となった。

こうしたことから、子どもの健やかな育ちを支援する環境整備の実現を念頭におきつつ、待機児童対策として低年齢児保育ニーズの予測に対応可能な受け入れ体制の整備を計画的に推進していかなければならない。同時に、持続的な幼児教育・保育の提供ができる財政運営を維持するため、運営主体の見直しなど効率的な保育経営のあり方を検討することを目的に2018年（平成30年）に「安城市保育園・幼稚園運営方針」（以下、「旧運営方針」という。）を策定したところである。

しかし、策定以降、幼児教育・保育の無償化や支援事業計画の改訂などにより、見直しが必要になったことから「改訂版 安城市保育園等運営方針」（以下、「改訂版運営方針」という。）を策定する。

1-2 方針の位置づけ

2020年（令和2年）4月に改訂した支援事業計画を補完するとともに、低年齢児保育ニーズの急増に対応する受け入れ体制の整備を計画的に実施できるよう、より詳細に、かつ具体的に示すものである。

支援事業計画では、市内にバランスよく保育園・幼稚園・認定こども園（以下、「保育園等」という。）が配置されており、地理的条件・交通事情からも移動が容易であることから、市内全域を一つの区域として幼児教育・保育を提供することとしている。しかし、本方針では、地域人口の推移と保育ニーズに的確に対応するために、中学校区毎の需給見込みに基づく保育環境整備と運営のあり方を検討する。

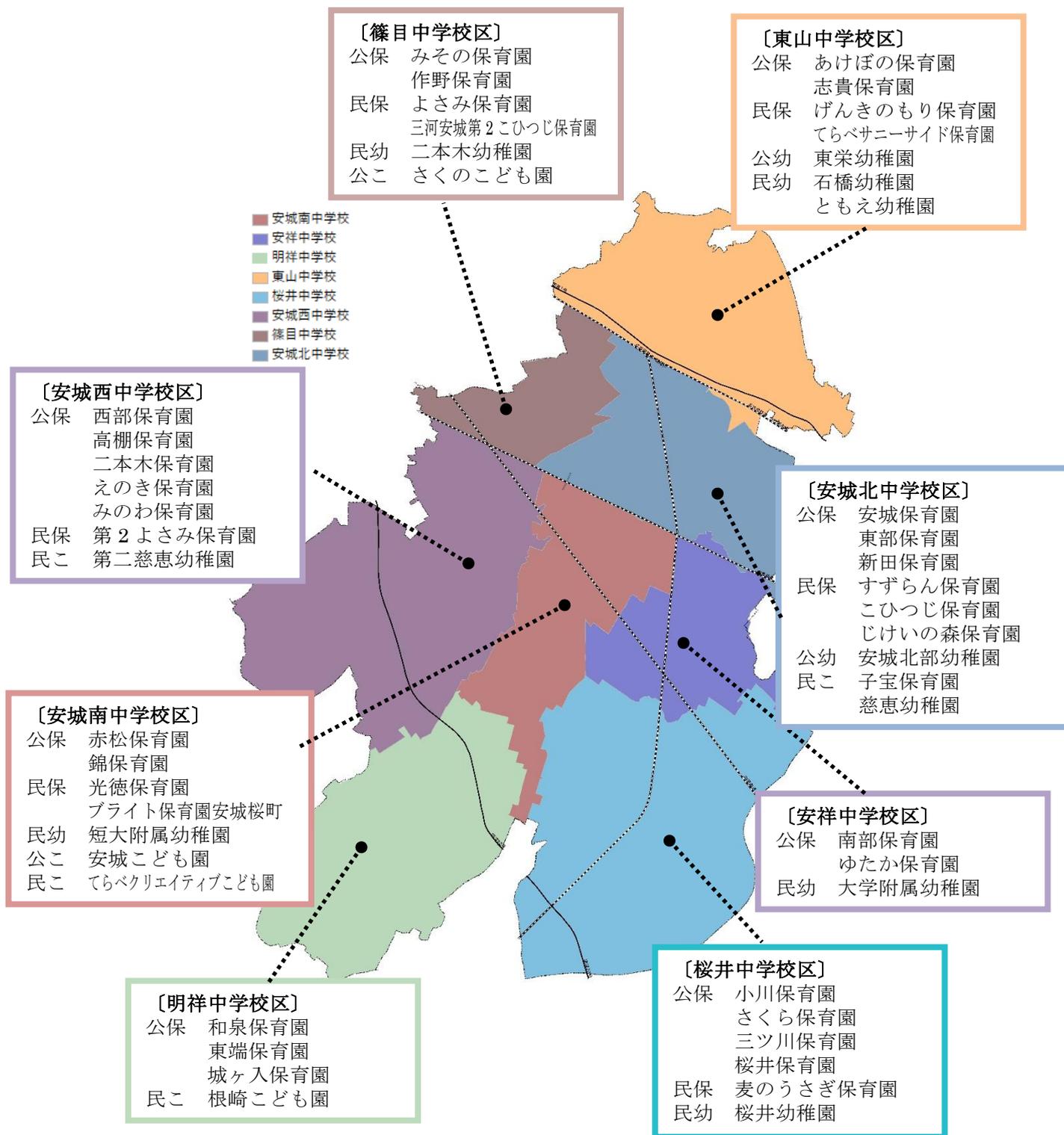
また、公立保育園・幼稚園の運営のあり方については、2008年（平成20年）2月に安城市保育園・幼稚園運営検討委員会において取りまとめた「安城市における保育園・幼稚園の運営方法の検討報告書（以下、「検討報告書」という。）が存在する。検討報告書の策定から10年が経過し、その間、女性の社会進出の増大や子ども・子育て支援新制度の開始、幼児教育・保育の無償化など社会情勢はめまぐるしく変化している。

これらを踏まえ、2019年度（令和元年度）に設置された安城市公立保育所等経営審議会では、公立保育園等の運営に係る今後の方向性について審議され、2020年（令和2年）3月に答申されたところである。

本方針は、答申及び検討報告書の策定における審議内容を踏まえつつ、社会情勢の変化と、現在の本市の保育状況等に照らした見直しを行うものであり、検討報告書に代わる新たな保育園等の運営方針として位置づける。

1-3 対象施設

安城市には、現在、保育園 34 園（公立 23 園、民間 11 園）、幼稚園 8 園（公立 2 園、民間 6 園）、幼保連携型認定こども園 7 園（公立 2 園、民間 5 園）があり、本方針はこれら全施設の運営状況等を基礎として策定する。



第2章 保育園等を取りまく現状と課題

2-1 国の動向

(1) 子ども・子育て支援新制度

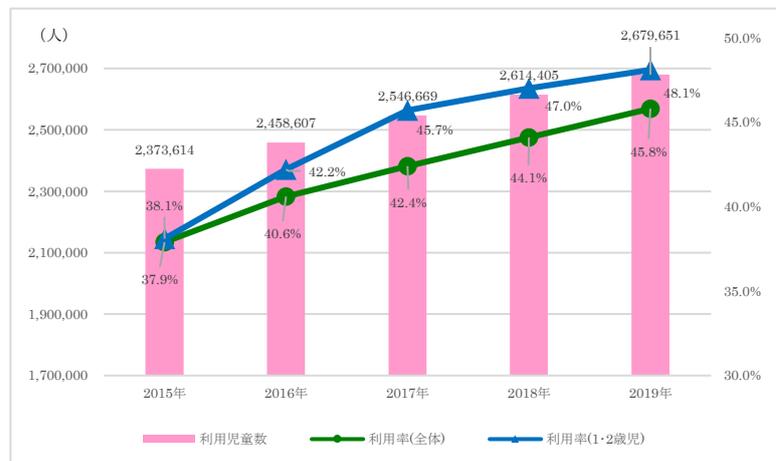
2012年（平成24年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、教育・保育の質的改善と保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とし、主なポイントは、「施設型給付^{※1}」と「地域型保育給付^{※2}」の創設、認定こども園制度の改善、子ども・子育て会議の設置などがある。

(2) 保育所等利用状況

厚生労働省が公表している「保育所等関連状況取りまとめ」によると、図2-1に示したとおり2019年（平成31年）4月1日時点での保育所等を利用する児童の数は約268万人で、対前年比6万人を超える増加となっている。一方、待機児童数は16,772人で、前年比3,123人減少している。

また、就学前児童の保育所等利用率は、2018年度（平成30年度）44.1%に対し2019年度（令和元年度）は45.8%で1.7割の増であった。1・2歳児の利用率は、2018年度（平成30年度）は47.0%であったが2019年度（令和元年度）は48.1%と1.1割の伸びであり1・2歳児の保育ニーズの上昇が確認できる。



<図2-1> 保育所等利用児童数と利用率の推移（国）

(保育所等利用率=当該年度の保育所等利用児童数÷当該年度の就学前児童数)

※1 保育所・幼稚園・認定こども園を対象とした財政措置。従来の異なる財源のもとに支給されて個別の給付費を共通の給付に一本化。

※2 市町村認可事業の小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の4つを対象とした財政支援。

(3) 待機児童対策

待機児童問題の深刻化を受け、2013年（平成25年）4月に「待機児童解消加速化プラン」が策定され、2017年度（平成29年度）末までの5年間で新たに50万人分（2015年に40万人分から50万人分に上積み）の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとした。

2017年度（平成29年度）までの5年間の実績は、企業主導型保育事業の拡大分をあわせて約53.5万人分（見込みでは59.3万人分）の保育の受け皿が確保された。

(4) 子育て安心プラン

2017年（平成29年）6月、政府は「待機児童解消加速化プラン」の後継策として「子育て安心プラン」を策定した。その内容は、2020年度末までの3年間で32万人分の保育の受け皿を確保することとしており、現時点においては、同年度末までに約29.7万人分の保育の受け皿が拡大される見込みとなっている。

本市としても、待機児童発生に至った2017年（平成29年）10月の状況と今後の潜在的保育ニーズを踏まえた「子育て安心プラン実施計画」が国に採択され、今後の保育所等整備交付金の補助率嵩上げ（1/2→2/3）が認められることとなった。

また、保育の受け皿の拡大のほかに、保育人材確保や保育と連携した働き方改革など6つの支援パッケージで構成されている。

(5) 教育要領、保育指針等の改訂(改定)

2017年（平成29年）3月に「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂(改定)され、いずれも2018年（平成30年）4月から適用されている。

どの施設でも一定の教育・保育が受けられ、小学校への円滑な接続ができるよう、幼稚園、保育園及び認定こども園の各施設で行われる幼児期の教育・保育を「幼児教育」とし、3歳以上児については、要領等が共通の記述となるなどの整合が図られた。

(6) 企業主導型保育事業

待機児童の解消と企業が従業員の仕事と子育ての両立を支援することを目的として2016年度（平成28年度）に創設された事業。多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みであり、従業員の児童に限らず地域の住民等も利用できる「地域枠」を設けて運営することも可能である。また事業実施者は運営費や施設整備

費の助成を受けることができる。2020年（令和2年）4月時点では、市内10事業所で運営されている。

(7) 幼児教育・保育の無償化

2017年（平成29年）12月、国において、「生産性革命」と「人づくり革命」を柱とする「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定され、幼児教育・保育の無償化を実施する方針が掲げられた。

2018年（平成30年）6月には「経済財政運営と改革の基本方針2018」が閣議決定され、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて全面的な無償化措置を目指すこととなり、その後、2019年（令和元年）5月の子ども・子育て支援法の一部改正を経て、同年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されることとなった。

実施にあたっては、国は10%への消費税率引上げによる増収分の一部を財源とすることとしているが、保育需要の高まりによる更なる待機児童の増加や地方自治体の財政負担の増加が懸念されることから、国の制度設計を踏まえた対策検討が必要である。

2-2 本市の状況

市全体の人口は増加しているが、図2-2のとおり、0～5歳児の人口は減少が続いている状況である。



<図 2-2> 0-5 歳児の人口推移（安城市）

1-1 において述べたとおり、支援事業計画において 2020 年度（令和 2 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）までの 5 年間の教育・保育の量見込み（以下、「入園児童数」という。）を推計し、その内容に基づき施策を進めている。本方針では、支援事業計画策定において行った人口推計を基に市全域に加え、地域毎の必要量を算出するために、中学校区毎の推計を行った。

本市における 0～5 歳児の人口推計は図 2-3^{*1}のとおりである。図 2-3 を見ると 0 歳児、1・2 歳児、3～5 歳児の各区分において、今後も年の経過とともに対象人口は減少傾向にあり、その数は 10 年間で約 1,400 人、約 13%の減少が見込まれる。



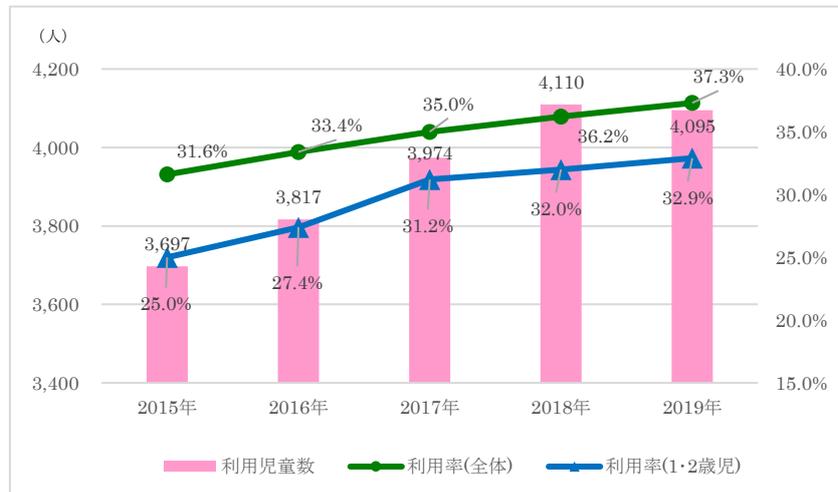
＜図 2-3＞人口推計

（2020 年（令和 2 年）4 月に改訂した安城市子ども・子育て支援事業計画の人口）

※1 各年 4 月 1 日時点の人口。年度中に転入・転出による増減があるが、年度中は均衡していると仮定する。

2-2 (1) 保育園・認定こども園（保育園コース）の現状

2-1(2)で、国における保育所等利用状況を示したが、同様に本市の4月1日時点での保育園及び認定こども園の保育園コース（以下、「保育園・認定こども園」という。）の利用状況を確認する（図2-4）。



<図2-4> 保育園・認定こども園利用児童数と利用率の推移

2019年（平成31年）4月1日時点で保育園・認定こども園を利用する児童の数は4,095人で、2019年度は減少したものの、近年は増加傾向が続いている。また、就学前児童の保育園利用率は、2018年度（平成30年度）36.2%に対し、2019年度（令和元年度）は37.3%となり1.1%の増であった。1・2歳児の利用率は、2018年度（平成30年度）32.0%、2019年度（令和元年度）は32.9%と、国における利用率の47.0%・48.1%と比較すれば10%以上は下回る状況ではあるが、その伸びは国とほぼ同じ傾きとなっている。

なお、本市では、年度途中の入園申し込みを実施していることから、年度末の3月にかけて児童数、利用率ともにさらに上昇することとなる。

こうした保育需要に対応するために、これまでも公立保育園の増改築や民間保育園の誘致を進め、特に低年齢児を中心とした定員の拡充を実施してきた（表2-1）。今後も入園児童数に応じた施設整備を実施し入園希望に対応できる定員確保に努めなければならない。

<表2-1> 保育園・認定こども園の定員推移

	定員計（人）	0-2歳定員（人）	3-5歳定員（人）
2015年	4,045	1,276	2,769
2016年	4,315	1,385	2,930
2017年	4,535	1,593	2,942
2018年	4,651	1,593	3,058
2019年	5,129	1,722	3,407
2020年	5,234	1,744	3,490

<表 2-2> 公立園入所率推移

市全体としては、保育需要が伸びている一方で、園によっては定員に達していない状況がみられる。公立園の入所率（定員に対する入所者数割合。3～5歳特別利用保育・一時保育を除く。）は、表 2-2 とおりである。入所率が80%未満（網掛け）の園も複数あり、中には50%を切る園も見受けられる。このような入所率の低い保育園については、特別利用保育として1号認定子どもの受け入れを行っている状況である。

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
安城保育園	99.3%	95.9%	100.6%	96.2%
あけぼの保育園	95.8%	97.7%	97.3%	100.5%
南部保育園	73.8%	81.7%	88.7%	97.6%
西部保育園	87.5%	89.6%	91.5%	84.6%
和泉保育園	98.8%	90.5%	89.2%	88.6%
東端保育園	83.7%	87.1%	89.4%	76.5%
城ヶ入保育園	47.1%	48.6%	57.1%	48.6%
東部保育園	85.0%	66.7%	68.3%	43.3%
高棚保育園	90.8%	84.6%	73.8%	73.8%
志貴保育園	81.5%	83.6%	71.9%	84.2%
小川保育園	93.5%	91.0%	94.0%	82.0%
さくら保育園	97.3%	94.1%	96.8%	98.3%
二本木保育園	98.9%	96.5%	101.1%	93.7%
ゆたか保育園	97.3%	98.5%	97.3%	87.1%
えのき保育園	41.7%	43.3%	48.3%	38.3%
みのわ保育園	78.8%	80.8%	105.8%	94.8%
新田保育園	96.0%	99.0%	93.0%	83.0%
赤松保育園	95.0%	93.3%	83.3%	71.7%
三ツ川保育園	83.3%	85.0%	63.3%	55.0%
みその保育園	90.0%	92.2%	101.1%	86.7%
桜井保育園	101.3%	96.3%	91.3%	78.8%
錦保育園	98.9%	96.3%	86.1%	77.8%
作野保育園	90.8%	96.7%	99.4%	87.2%
安城こども園	71.4%	62.2%	64.6%	66.7%
さくこのこども園	71.1%	70.5%	62.5%	65.4%
安城北部幼稚園	80.6%	74.0%	73.5%	56.6%
東栄幼稚園	89.3%	84.7%	79.1%	69.9%

「幼児教育・保育の無償化」な

どの社会状況の変化、地域の特性やニーズをふまえ、既存ストックを有効に活用していく必要がある。

また、第6次安城市行政改革大綱の実行プランに掲げた、適正な財政運営のための公立保育園の民営化についての研究にあたり、保育園の運営・維持管理費用について、施設規模の異なる3園をモデルケースとしてまとめたものが表 2-3 である。ここからも公立保育園の運営・維持管理には毎年多額の費用が必要であることが分かる。

<表 2-3> モデル保育園の運営・維持管理費用の概算図（2016年度）

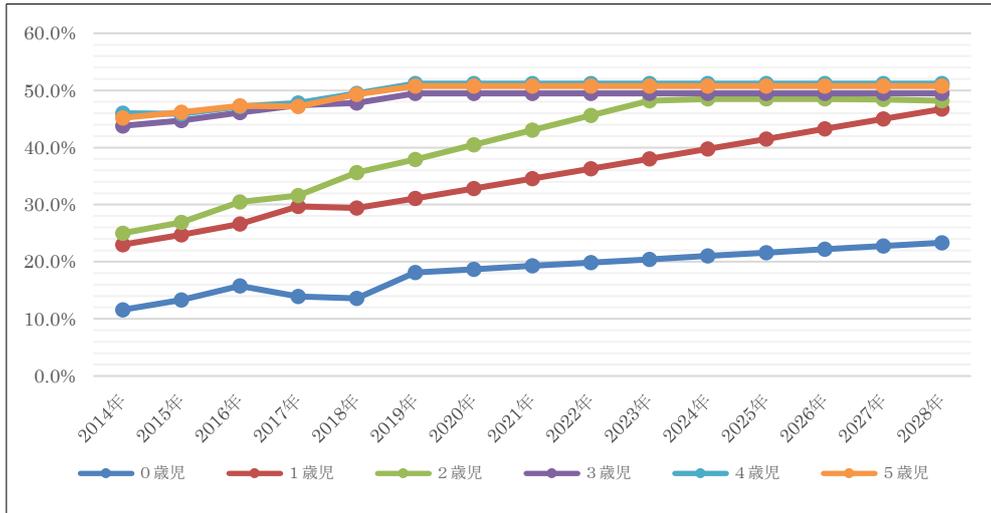
	運営・維持管理費用 (億円/年)	定員 (人)
錦保育園	2.1	255
南部保育園	1.3	170
高棚保育園	0.5	65

2016年度安城市決算額を基に作成

2-2 (2) 保育園・認定こども園入園児童数の推計

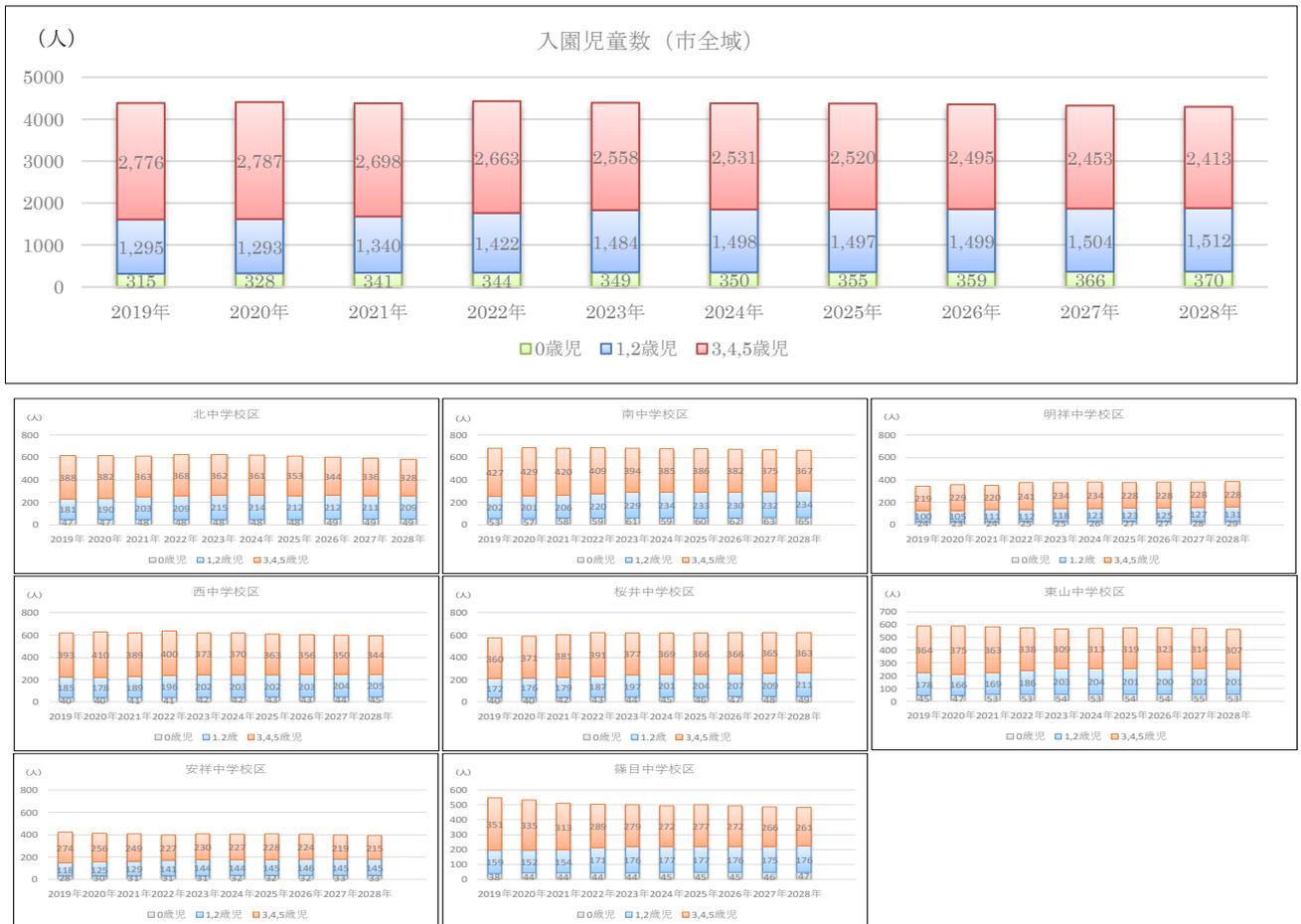
将来における定員の必要量を把握するために、入園児童数の推計を行った。推計の方法は、市全域における年齢別入園率^{※1}（図 2-5）に、中学校区毎の年齢別人口（図 2-3）を乗じることで、中学校区毎の入園児童数（図 2-6）を算出した。入園率は地域によって異なるが、保育園・認定こども園は、申込者の希望や家庭状況、施設の定員などを加味する入園調整を経て決定することから、申込者の希望が必ずしも園の入園率と一致しない。そのため、入園率の推移は市全域で確認し、これに中学校区毎の児童人口を乗じることで地域毎の保育需要とした。

※1 2012年から2017年までの3月31日（入園率がほぼ最大となる日）の入園率を基に推計



＜図 2-5＞保育園・認定こども園における年齢別入園率推計

図 2-5 のとおり、3～5 歳児の入園率がほぼ横ばいで推移する見込みであるのに対し、0～2 歳児の入園率は 2014 年（平成 26 年）から 2028 年の 15 年間で約 2 倍になると推計した。つまり本市では、今後児童人口が減少する一方で、0～2 歳児を中心に入園児童数は著しく増加していくことが予想される。

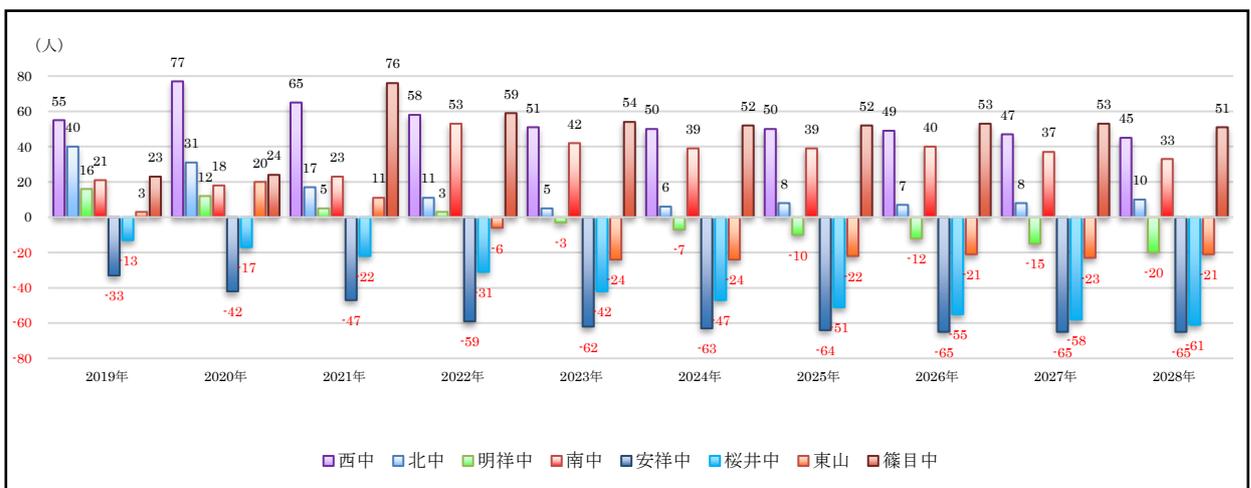


＜図 2-6＞保育園・認定こども園の入園児童数推計

そこで、図 2-6 で推計した入園児童数について、著しく増加が見込まれる 0～2 歳児に限定し、本市の施設定員における過不足を、中学校区毎に確認したものが図 2-7 である。結果として、現時点で実施が確定している施策だけでは、2028 年には、明祥、安祥、桜井及び東山中学校区において施設に不足が生じることが分かった。

年度	実施施策（確定）
2021年	・錦保育園改修 ・作野保育園改修
2022年	・錦保育園改修（2カ年目）
2023年	

保育園・認定こども園入園児童数と定員の過不足数（市全域）											
年 度		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
入園児童数	0歳	315	328	341	344	349	350	355	359	366	370
	1、2歳	1,295	1,293	1,340	1,422	1,484	1,498	1,497	1,499	1,504	1,512
定員	0歳	294	299	316	316	316	316	316	316	316	316
	1、2歳	1,428	1,445	1,493	1,538	1,538	1,538	1,538	1,538	1,538	1,538
定員増減累計	0歳	0	5	22	22	22	22	22	22	22	22
	1、2歳	0	17	65	110	110	110	110	110	110	110
過不足数	0歳	▲ 21	▲ 29	▲ 25	▲ 28	▲ 33	▲ 34	▲ 39	▲ 43	▲ 50	▲ 54
	1、2歳	133	152	153	116	54	40	41	39	34	26

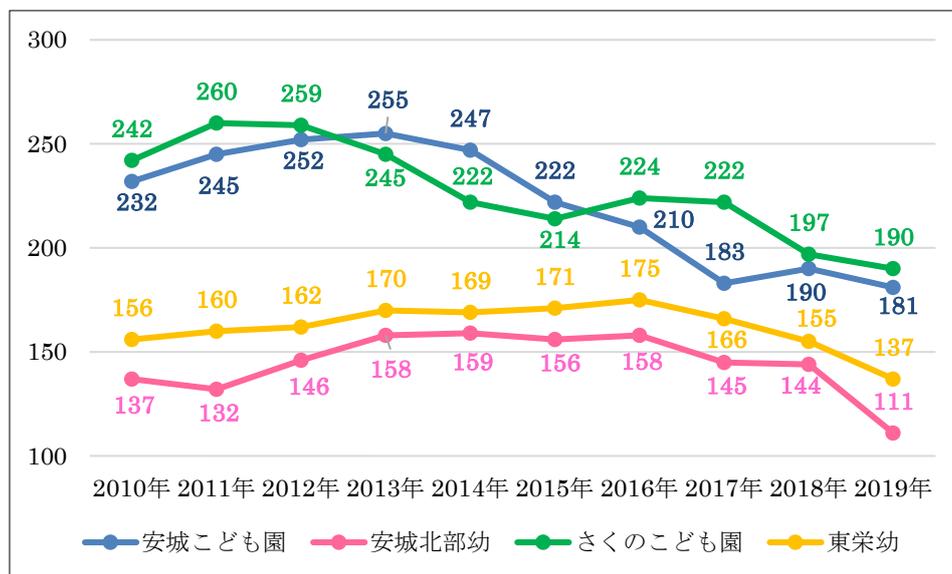


＜図 2-7＞保育園・認定こども園の入園児童数と定員との過不足

2-2 (3) 幼稚園・認定こども園（幼稚園コース）の現状

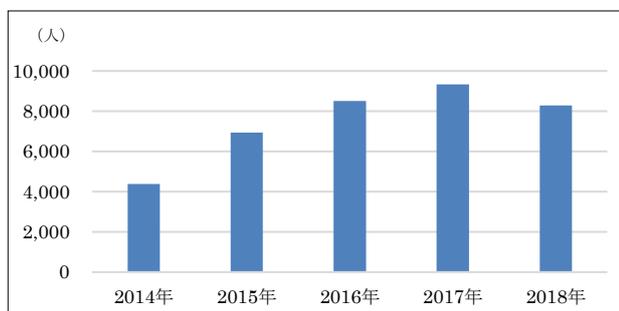
全国的に保育需要が増加する一方で、幼稚園の需要は減少傾向にあり、施設の定員割れが問題視されている。本市においても例外ではなく、定員割れや空き教室が生じている園がある。そのような状況の中、旧運営方針に沿って、2019 年度（令和元年度）から公立幼稚園 2 園（安城幼稚園、さくの幼稚園）を幼保連携型認定こども園に移行したところである。本市の 4 月 1 日時点での幼稚園及び認定こども園の幼稚園コース（以下、「幼稚園・

認定こども園」という。)の利用状況を確認する。図 2-8 で示すとおり減少傾向にあるが、認定こども園に移行した 2 園については、2 号認定子どもを含めた全体の入園児童数では、若干ではあるが 2018 年度（平成 30 年度）を上回っている。また、1 号認定から 2 号認定への変更も数多くあり、保護者の就労状況によらず同じ園に通えるなど認定こども園のメリットが表れている。



＜図 2-8＞幼稚園・認定こども園利用児童数の推移

また、年々増加傾向にある幼稚園における預かり保育の実績を図 2-9 にまとめた。預かり保育とは、保護者の希望に応じ、教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業中に幼稚園において教育活動を行うものであり、需要増加の背景には男女共同参画社会の進展によって



＜図 2-9＞預かり保育利用者延べ人数

親からの託児ニーズの増加があると文部科学省は示している。本市における幼稚園利用者も、より長い時間を施設に預けることを望んでいることが推察され、このことは、幼稚園が保育園の機能に近づいている状況となりつつあると言える。

また、保育園と比較検討するため、幼稚園の運営・維持管理費用についてまとめたものが表 2-4 である。公立幼稚園の運営・維持管理費用の平均を表 2-3 と比較すると、中規模保育園と同程度の費用が生じている。

＜表 2-4＞幼稚園の平均運営・維持管理費用の概算（2016 年度）

	運営・維持管理費用 (億円/年)
1園の平均	1.5

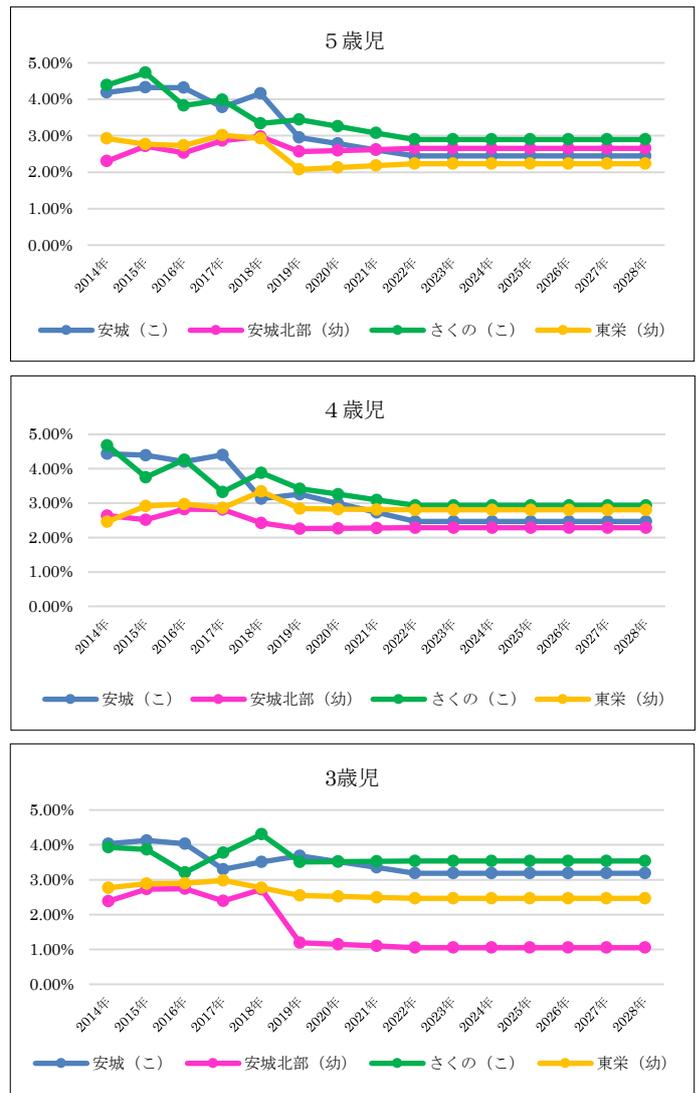
2016 年度安城市決算額を基に作成

2-2 (4) 幼稚園・認定こども園入園児童数の推計

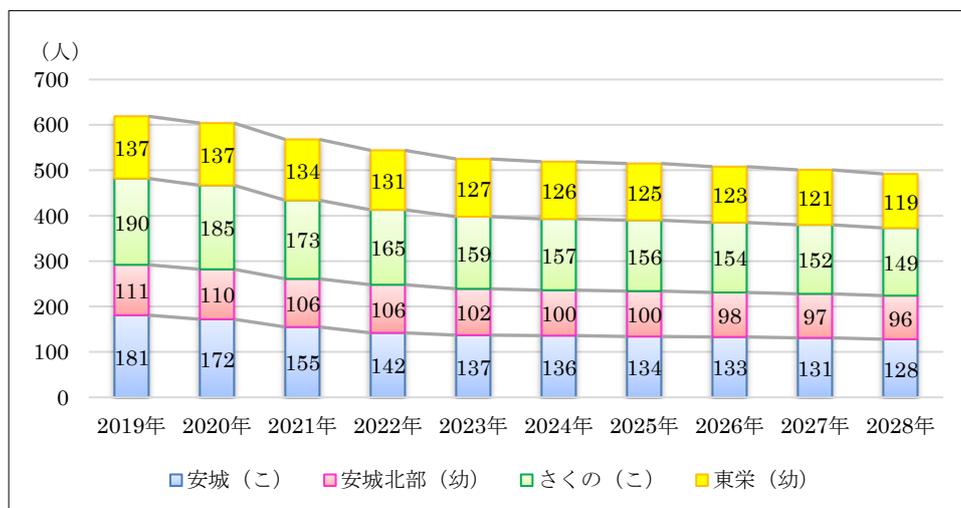
保育園と同様の理由から、幼稚園・認定こども園の入園児童数の推計を行った。

推計方法は、園毎の年齢別入園率（図 2-10）に市全域の年齢別児童人口（図 2-3）を乗じて園毎の入園児童数（図 2-11）を算出した。入園率は、児童数の変動が少ないことから、学校基本調査の基準日である 5 月 1 日時点の児童数を用い、2008（平成 20 年）から 2019 年（令和元年）の実績に基づき推計した。また、幼稚園は入園調整がないことから、園毎の入園率を用いた。

図 2-11 によると幼稚園需要は、引き続きは減少傾向にある。



＜図 2-10＞幼稚園・認定こども園における年齢別入園率推計



＜図 2-11＞幼稚園・認定こども園の入園児童数推計

2-3 重点課題

これまで示した現状を踏まえ、本市における保育園等の運営に係る課題について次の(1)から(3)に整理する。

2-3 (1) 保育需要増加への対応

「2-2 (1) 保育園・認定こども園（保育園コース）の現状」及び「2-2 (2) 保育園・認定こども園入園児童数の推計」でまとめたとおり、全ての年齢において需要が増加しており、特に低年齢児における需要の増加は顕著である。結果として、2017年（平成29年）には本市で初めて0～2歳児の待機児童が生じており、今後も現時点で実施することとしている施策のみでは図2-7のとおり不足が生じることは明らかである。待機児童の解消を最優先課題とするとともに、市民が希望する園へ入園できるよう保育需要の高い地域について重点的に受け皿を拡大するための施策を講じていく必要がある。

2-3 (2) 公立保育園・幼稚園の需要減少への対応

公立幼稚園は、児童数の減少により定員割れが続き、空き教室が生じている園が存在したことから、2019年度（令和元年度）から公立幼稚園2園（安城幼稚園、さくの幼稚園）を認定こども園に移行したところであり、低年齢児保育の拡充、保護者の就労状況によらず同じ園に通える等その効果は確実に表れている。今後も定員割れが続くことが予想される残りの公立幼稚園及び公立保育園についても、各園の利用形態や地域の実情に即した施設の活用方法について検討する必要がある。

2-3 (3) 持続的な幼児教育・保育、子育て支援のための財源確保

表2-3、表2-4のとおり、公立保育園等の維持・管理には毎年0.5～2.1億円の費用が投じられている。また、2019年（令和元年）10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、公立園27園の無償化された保育料や授業料の全てを本市が負担することとされた。この財源については、消費税率引上げによる地方消費税交付金の増収分で賄うこととされているが、持続可能な幼児教育・保育の提供、さらには今後需要が拡大する児童クラブなどの子育て支援充実のためにも、安定的な財源確保は不可欠であり、あわせて劇的な歳出抑制策を検討する必要があるが生じている。

第3章 課題の解決に向けて

3-1 課題解決の方向性

2-3(1)～(3)で整理した重点課題の解決に向けた検討を行う。

「2-3(1)保育園の需要増加への対応」に係る施策は、主には受け皿を拡大するための施設整備となるが、「2-3(3)持続的な幼児教育・保育、子育て支援のための財源確保」で整理したように、財源確保と歳

出抑制も同時に考えなければならない。

表3-1のとおり、事業主体が公立の場合の施設整備費及び

運営・維持管理費は、一部の国・県の補助金を除きその全てを市が負担するのに対し、民間は負担割合に応じて国・県の財源が投入される仕組みであり、民間による施設整備が歳出抑制につながるの言うまでもない。また、市内には25園の公立保育園、認定こども園がバランスよく配置されていること、さらに民間保育園、認定こども園16園は、これまで本市の保育行政を公立保育園と連携して支えてきた実績とノウハウがある。これらのことから、新たに保育園を整備するにあたっては、公立ではなく民間で整備することが有効であり、持続的な幼児教育・保育の提供のためには、更なる民間活力が必要である。

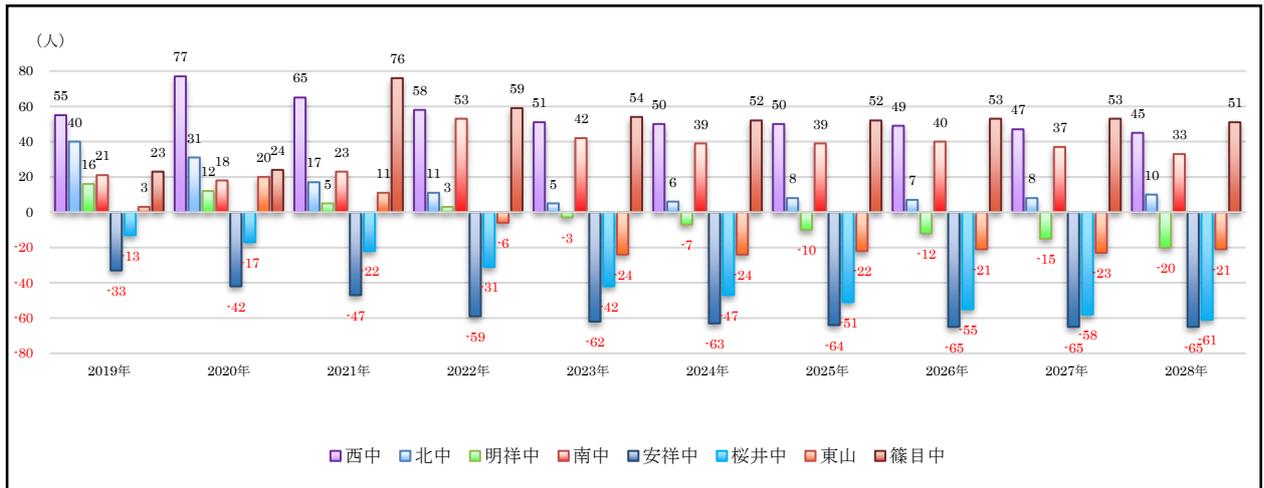
仮に、将来的に保育施設が供給過多となった場合にあっても、公立保育園で定員調整することにより民間事業者の運営リスクを回避することも可能である。そこで、課題解決にあたっては、上述の方向性を前提とした対応を進めていくこととする。

3-2 民間の保育園・認定こども園の整備による保育需要の受け皿拡大

「2-3(1)保育需要増加への対応」で述べたように、2028年(令和10年)には図2-7のとおり明祥、安祥、桜井及び東山の各中学校区で0～2歳児の受け皿不足が生じ、この解消を図るには既存園の再配分とともに新園の整備を進めていかなければならない。そこで、受け皿不足が顕著な地域について、3-1で示したとおり、民間園の整備を誘導する。

<表3-1>保育園事業費の負担者(利用者負担除く)

主体	公立	民間
施設整備費	市	国・市・事業者
運営・維持管理費	市 (一部国・県補助あり)	国・県・市・事業者



<図 2-7> 保育園・認定こども園の入園児童数と定員との過不足 (再掲)

旧運営方針では、設置・運営事業者の公募にあたっては、整備を必要とする地域及び定員を明確にしたうえで、市の公式ウェブサイトへの掲載及び既に保育園や認定こども園を運営している県内の法人へ情報提供するものとし、2018年度(平成30年度)から毎年1か所ずつ計4か所公募し、2023年(令和5年度)を目途に整備完了する計画としていた。また、情報提供だけでの誘致が困難であれば、園整備におけるインセンティブを与える制度設計をすることとしていた。

2018年度(平成30年度)の東山中学校区の募集については、当初、用地の確保が困難で応募が無かったため、法人の用地確保を手助けする「民有地土地マッチング事業」と合わせて再募集を行った。結果としては、応募があったものの、最終的に土地の調整を理由に事業者から辞退の申し出があった。2019年度(令和元年度)の桜井中学校区の募集については、応募の意向はあったものの、「民有地土地マッチング事業」等で用地が確保できずに、結果として応募できなかった状況を確認している。

これらの状況及び社会福祉法人等へのヒアリングを踏まえ、今後の募集は、市が用地を選定し、造成したうえで行うものとする。今後、施設整備を進める地域及び整備予定年度を表3-2のとおり示す。

<表 3-2> 施設整備を進める地域及び整備予定年度等

なお整備計画は、社会情勢等の変化に対応するために5年を目安に見直すものとする。

施設整備学区	公募予定年度	規模(定員)	開園予定年度
東山中学校区	2020	総合園 定員130人 (低年齢児55人、幼児75人)	2022
桜井中学校区	2020	総合園 定員130人 (低年齢児55人、幼児75人)	2022
安祥中学校区	2021	総合園 定員130人 (低年齢児55人、幼児75人)	2023

既存施設の有効活用という行財政運営の側面だけではなく、入園の選択肢拡大や急増する 0～2 歳児の保育需要の受け皿拡大といった市民ニーズに即した実施効果が得られる点が認定こども園移行の最大のメリットである。

幼稚園・認定こども園の入園児童数推計（図 2-11）及び認定こども園移行イメージ図（図 3-1）から、認定こども園移行による保育園の空き教室数を推計したものが図 3-2 となる。



＜図 3-2＞認定こども園移行に伴う近隣保育園に生じる空き教室数の推移

認定こども園への移

行により近隣保育園に複数の空き教室が生じる園は「安城幼稚園」と「さくの幼稚園」の 2 園であり、その数は最大 4 室^{※1}となる。認定こども園の移行は効果の高いこの 2 園について実施した。

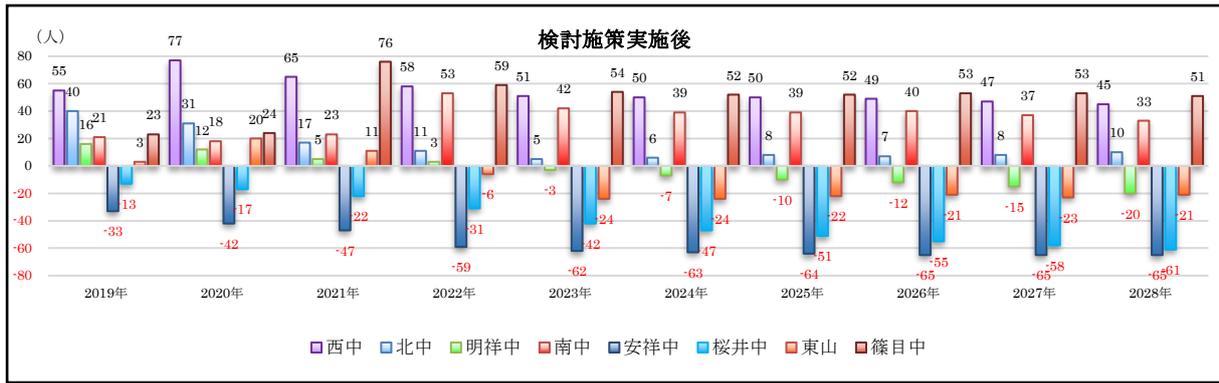
＜表 3-3＞認定こども園に移行した幼稚園

園名	移行時期	類型	保育年齢	定員
安城 さくの	2019年度	幼保連携型	3～5歳	270人

3-4 施策の検証

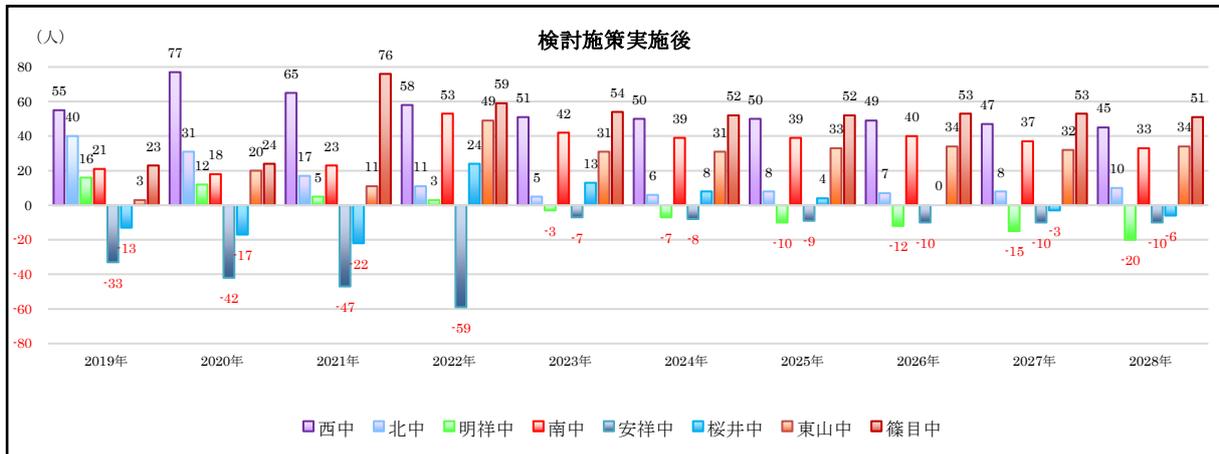
「3-2 民間の保育園・認定こども園の整備による保育需要の受け皿拡大」及び「3-3 公立幼稚園の認定こども園移行による保育需要の受け皿拡大」を実施した場合の保育需要の過不足を示したものが図 3-3 である。2028 年（令和 10 年）まで本市の保育需要を充足することが見込めることとなる。

※1 条件として兄弟入園への対応等各保育園に最低 1 室は 3～5 歳用の部屋を残す



年度	実施施策 (検討含む)
2021年	・ 錦保育園改修 ・ 作野保育園改修
2022年	・ 錦保育園改修 (2カ年目) ・ 東山中学校区新園 ・ 桜井中学校区新園
2023年	・ 安祥中学校区新園

年度		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
入園児童数	0歳	315	328	341	344	349	350	355	359	366	370
	1、2歳	1,295	1,293	1,340	1,422	1,484	1,498	1,497	1,499	1,504	1,512
定員	0歳	294	299	316	346	361	361	361	361	361	361
	1、2歳	1,428	1,445	1,493	1,618	1,658	1,658	1,658	1,658	1,658	1,658
増減累計	0歳	0	5	22	52	67	67	67	67	67	67
	1、2歳	0	17	65	190	230	230	230	230	230	230
過不足数	0歳	▲ 21	▲ 29	▲ 25	2	12	11	6	2	▲ 5	▲ 9
	1、2歳	133	152	153	196	174	160	161	159	154	146



<図 3-3> 検討施策実施後の保育園・認定こども園の入園児童数と定員との過不足

3-5 利便性向上の視点における保育園・幼稚園の認定こども園移行

旧運営方針における公立幼稚園の認定こども園移行理由が、空き教室が生じている既存施設の有効活用による 0～2 歳児の保育需要の受け皿拡大であったのに対し、本方針においては、既存施設の有効活用という行財政運営の側面だけではなく、保護者の選択肢拡大など、利便性向上の視点から既存施設の今後の方向性について最善策を示すこととする。

3-5-(1) 認定こども園への移行(2020年～)

2019年度(令和元年度)に旧運営方針に基づき、公立幼稚園2園(安城、さくの)を認定こども園に移行した。移行後1年が経過したところではあるが、確実にその成果は表れている。例えば、1号認定から2号認定への認定変更された児童数をみると公立園だけでも2019年度(令和元年度)1年間で56人である。これまでであれば、転園を必要とした園児数である。また、2号認定子どもが2園で81人入所している。これは、認定こども園に移行したことにより選択肢が広がり、保護者の実情に応じた園の利用が進んでいることがうかがえる。

一方、保育園から移行した私立の認定こども園についても、1号認定の子どもが一定数入所しており、地域における幼稚園ニーズの受け皿として十分に役割を果たしているといえる。

また、本市では保育の必要性がない児童についても、定員に余裕がある保育園において、(<表2-2>公立園入所率推移 参照)一定の条件を満たす場合に限り、特別利用保育(1号認定 2019年(平成31年)9月までは私的契約)として受け入れている。実施園及び利用者の推移は表3-4のとおりであり、一定の利用があることがわかる。

<表3-4>特別利用保育利用状況推移

各年4月1日時点

	特列入所							私的入所			交流保育 ③	合計 ①+②+③
	城ヶ入	東部	高棚	えのき	三ツ川	その他	小計①	城ヶ入	えのき	小計②		
2015年度	5	2	1	1	0	26	35	24	27	51	0	172
2016年度	0	3	1	1	3	18	26	24	25	49	1	151
2017年度	1	3	7	4	7	11	33	23	20	43	1	153
2018年度	0	6	7	1	6	30	50	23	23	46	3	195
2019年度	2	3	2	2	12	3	24	15	14	29	1	107

上述した本市の状況から、保護者の就労の有無に関係なく園を選択できる認定こども園は、そこに通う子どもにとっても、保護者にとってもニーズに沿った有益な形態であり、

保護者の選択肢拡大など、利便性向上の視点からも有益であることから、公立保育園、幼稚園の認定こども園への移行を進めることとする。

移行にあたっては、定員に余裕があり（入所率が概ね 70%以下）かつ、近隣の私立園への影響を考慮した。移行園及び移行時期等は表 3-5 及び 3-6 のとおりとする。

なお、私立保育園、私立幼稚園については、法人からの申し出があった場合に限り、「安城市認定こども園移行基準」に沿って都度判断することとする。

＜表 2-2＞公立園入所率推移（再掲）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
安城保育園	99.3%	95.9%	100.6%	96.2%
あけぼの保育園	95.8%	97.7%	97.3%	100.5%
南部保育園	73.8%	81.7%	88.7%	97.6%
西部保育園	87.5%	89.6%	91.5%	84.6%
和泉保育園	98.8%	90.5%	89.2%	88.6%
東端保育園	83.7%	87.1%	89.4%	76.5%
城ヶ入保育園	47.1%	48.6%	57.1%	48.6%
東部保育園	85.0%	66.7%	68.3%	43.3%
高棚保育園	90.8%	84.6%	73.8%	73.8%
志貴保育園	81.5%	83.6%	71.9%	84.2%
小川保育園	93.5%	91.0%	94.0%	82.0%
さくら保育園	97.3%	94.1%	96.8%	98.3%
二本木保育園	98.9%	96.5%	101.1%	93.7%
ゆたか保育園	97.3%	98.5%	97.3%	87.1%
えのき保育園	41.7%	43.3%	48.3%	38.3%
みのわ保育園	78.8%	80.8%	105.8%	94.8%
新田保育園	96.0%	99.0%	93.0%	83.0%
赤松保育園	95.0%	93.3%	83.3%	71.7%
三ツ川保育園	83.3%	85.0%	63.3%	55.0%
みその保育園	90.0%	92.2%	101.1%	86.7%
桜井保育園	101.3%	96.3%	91.3%	78.8%
錦保育園	98.9%	96.3%	86.1%	77.8%
作野保育園	90.8%	96.7%	99.4%	87.2%
安城こども園	71.4%	62.2%	64.6%	66.7%
さくのこども園	71.1%	70.5%	62.5%	65.4%
安城北部幼稚園	80.6%	74.0%	73.5%	56.6%
東栄幼稚園	89.3%	84.7%	79.1%	69.9%

＜表 3-5＞公立幼稚園の認定こども園への移行

園名	移行時期	類型	保育年齢	定員
安城北部 東栄	2021年度	幼保連携型	3～5歳	140人

＜表 3-6＞公立保育園の認定こども園への移行

園名	移行時期	類型	保育年齢	定員
城ヶ入 東部 高棚 えのき 三ツ川	2022年度	幼保連携型	3～5歳	70人

3-6 市が設立する社会福祉事業团による保育園・認定こども園の運営

公立保育園・幼稚園の運営のあり方については、これまでも検討され、2008年（平成20年）2月に安城市保育園・幼稚園運営検討委員会において「安城市における保育園・幼稚園の運営方法の検討報告書」が取りまとめられた。公立保育園の民営化について、報告書は「民営化は財政面からの効果はあるものの、公立園の果たしてきた役割の大きいこと、公立・私立保育園の適正な配置がされていることから、公立保育園の民営化を行わないことが市民の要望に応えることになる。」とまとめられた。

しかしながら、検討報告書の策定から10年が経過し、その間、女性の社会進出の増大や子ども・子育て支援新制度の開始、幼児教育・保育の無償化など社会情勢はめまぐるしく変化している。これらを踏まえ、令和元年度に設置された安城市公立保育所等経営審議会では、公立保育園等の運営に係る今後の方向性について審議され、2020年（令和2年）3月に答申されたところである。答申では、環境の変化を最小限に抑えるなど「子どもの最善の利益」を考慮し、民間手法の導入にあたっては、公共性の高い社会福祉法人である社会福祉事業团を設立し、事業团へ一部公立園を移管し運営する方法が望ましいとされた。

ここでは、本市の公立保育園・認定こども園に対する民間手法の導入について今後の方針を示す。

3-6 (1) 民間手法導入の必要性・効果

図2-4で示したとおり、本市においては、女性の社会進出による保育需要の増加などを背景とした入園率の高まりにより、低年齢児を中心とした保育園入園者数は右肩上がりが増加している。それに伴い、表3-7に示すとおり、保育園運営に係る経費も急激に増加しており、2018年度（平成30年度）決算において保育園費は50億1400万円余となり、5年前と比較し約1.6倍の増加を見せ、今後もさらに増加することが予想される。

（表3-7）保育園費決算額の推移（2013年度～2018年度）

決算額の推移 【歳出】		2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
保育園費	事業費	1,939,021,736	2,150,995,327	2,396,739,243	2,751,892,581	2,686,231,826	3,426,380,591
	保育園事業	994,906,653	1,064,634,319	1,106,789,058	1,240,173,047	1,296,962,340	1,325,606,951
	民間保育所等支援事業	822,669,829	883,090,908	1,161,315,102	1,331,001,935	1,117,850,545	1,692,041,846
	保育園事業(施設管理)	69,268,950	52,094,700	48,964,955	48,698,399	51,773,329	58,854,413
	保育園施設改修事業	52,176,304	151,175,400	79,670,128	132,019,200	219,645,612	349,877,381
	職員人件費	1,282,595,078	1,366,376,204	1,404,143,266	1,511,665,238	1,555,879,465	1,588,230,252
	合計	3,221,616,814	3,517,371,531	3,800,882,509	4,263,557,819	4,242,111,291	5,014,610,843

加えて、2019年（令和元年）10月に開始された国の幼児教育・保育の無償化により、本市にとって保育料収入という財源が失われることとなり、無償化に伴う本市の負担額の増分を試算すると、2020年（令和2年）当初予算ベースで年間3.9億円となる。今後も市

の財政負担はますます大きくなることが予想される中、「2-3(3)持続的な幼児教育・保育、子育て支援のための財源確保」で述べたとおり、財源確保と歳出抑制のための民間手法の導入は喫緊の課題である。

これらの状況を踏まえると、

〈表 3-8〉 2018 年度の園児数に基づく民間移管による国・県負担金の試算

※無償化後かつ幼稚園は認定こども園へ移行したと仮定して試算

安城市公立保育所等経営審議会の答申で示されたとおり、幼児教育・保育の持続的な提供のための財源確保の方法の一つとして、一部公立園に対し民間手法を導入することにより国・県からの交付金を得ることが効果的であると考えられる。

保育園等において、公立園は全ての歳出を市費で負担するのに対し、民間園は国及び県から負担金が生じるため市の財源負担は大きく軽減する。仮に 2018 年度（平成 30 年度）の園児数に基づき、公立園 27 園を全て民間移管すると想定した場合、国及び県の負担金について試算した

園名	H30.10.1 園児数(人)	年間延べ 園児数(人)	国負担金 (百万円)	県負担金 (百万円)	国県合計 (百万円)
安城保育園	226	2,667	65	33	98
あけぼの保育園	284	3,377	86	43	129
南部保育園	159	1,875	55	27	82
西部保育園	153	1,812	41	21	62
和泉保育園	211	2,518	61	31	92
東端保育園	90	1,088	26	13	39
城ヶ入保育園	39	462	13	7	20
東部保育園	41	491	15	8	23
高棚保育園	50	602	17	8	25
志貴保育園	59	701	23	12	35
小川保育園	158	1,906	43	22	65
さくら保育園	260	3,020	71	35	106
二本木保育園	278	3,308	92	46	138
ゆたか保育園	208	2,460	59	30	89
えのき保育園	29	354	12	6	18
みのわ保育園	200	2,390	61	31	92
新田保育園	124	1,492	37	19	56
赤松保育園	83	958	29	15	44
三ツ川保育園	35	423	13	7	20
みその保育園	126	1,470	37	18	55
桜井保育園	105	1,258	35	17	52
錦保育園	245	2,921	78	39	117
作野保育園	266	3,179	79	39	118
安城こども園	191	2,429	32	16	48
さくのこども園	195	2,517	33	16	49
安城北部幼稚園	144	1,829	26	13	39
東栄幼稚園	153	1,962	29	14	43
合計	4,112	49,469	1,168	586	1,754

ものが表 3-8 である。幼児教育・保育の無償化後かつ幼稚園は認定こども園へ移行した状態と仮定しての試算となるが、約 17.5 億円/年の負担金が市の歳入となる財政的メリットが確認できる。

3-6 (2) 運営法人の検討

民間手法の導入において、その運営法人を検討するにあたり、各運営法人についての比較とメリット・課題について示したものが表 3-9 である。

運営法人の比較による違いを確認すると、大きく 2 点挙げることができる。

まず、1 点目として、保育環境の変化について説明する。

運営法人が一般的な社会福祉法人・株式会社の場合は、保育士が入れ替わること及び法人の運営方針の違いにより、保育環境の変化は大きい。これに対し、運営法人が社会福祉

協議会又は社会福祉事業団となる場合は、公立園の保育士を法人に派遣することにより、同じ保育士による保育が可能となること、及び、協定の締結により、市の考えに沿った運営を担保できることから、保育環境の変化は小さいと想定される。

(表 3-9) 民間手法導入における運営法人の比較

運営法人	現状: 公立	一般的な社会福祉法人 株式会社など	社会福祉協議会	社会福祉事業団
設置区分	公設公営	民設民営		
運営区分	市直営	民間事業者が設立する法人	市が設立した法人	市が新たに設立する法人
職員配置基準	運営法人の形態が変わっても、職員配置基準は 変わらない			
保育の運営基準	『保育所保育指針(厚生労働省)』や市の運営基準に関する 条例 に基づく運営			
保育料	所得に応じて決定 ⇒ 通う園によって 差は発生しない			
職員の变化	—	全員入れ替わる	現状の配置が可能 市職員の派遣(最大5年)により	
職員の身分・処遇	—	法人により異なる	身分は 市職員の身分を併せ持つ 処遇は 市職員に準ずる	
運営の独自性	市の考えに沿った運営	法人の独自性あり	民間の柔軟性を取り入れつつも、 市の考えに沿った運営(協定の締結)	
保育環境の変化	—	変化が大きい ・保育士の入れ替わり ・運営方針の違い	変化が小さい ・保育士は変わらない ・協定の締結により市の考えに沿った運営を担保	
収入の確保	補助制度なし	国、県の補助制度が活用可能		
財政効果・即効性	なし	低 運営法人を募集し 段階的に移管	低～高 社会福祉協議会との 調整が必要	高 必要な数の保育園を 一度に移管できる
メリット・課題	○: 保育環境の変化なし ×: 補助制度なし	○: 保育環境の変化 (民間の独自性への期待感) ×: 保育環境の変化 (環境変化への不安感) ×: 財政効果・即効性が低い (法人の募集、職員の退職調整)	○: 保育環境の変化なし (従来の公立保育の継承) ○: 職員の採用退職の調整が不要 △: 対応可否、規模等の調整が必要 △: 財政効果・即効性が不透明	○: 保育環境の変化なし (従来の公立保育の継承) ○: 職員の採用退職の調整が不要 ○: 財政効果・即効性が高い ×: 新規業務の発生 (事業団設立・運営業務)

次に2点目として、財政効果について説明する。

公共が運営する公立園は「公設公営」となり、国及び県の補助制度がないのに対し、他の運営法人の場合は「民設民営」となり、国及び県の補助制度の活用による財政効果が期待できる。しかしながら、財政効果の程度及び即効性という点においては、運営法人により違いが生じる。一般的な社会福祉法人・株式会社の場合は、運営法人の募集及び移管を段階的に実施する必要があるため即効性は低い。また、既設の法人である社会福祉協議会への移管については、移管の可否や規模について法人との調整が必要となるため、財政効果の程度及び即効性は不透明である。これに対し、市が新たに設立する法人である社会福祉事業団への移管は、可能な限り多くの園を早急かつ一度に移管することができるため、高い財政効果及び即効性が期待される。

3-6 (3) 民間手法導入の方針

低年齢児を中心とした保育ニーズの増加など社会情勢の変化への対応と、幼児教育・保育の持続的な提供のためには、財源の確保が必要であり、その一つの方法として、民間手

法を導入することにより、国・県からの交付金を得ることが効果的である。民間手法の導入にあたっては、公立園が従来から担ってきた地域における役割を継承しつつ、今以上に公立園、民間園が一体となって地域の子育て支援、幼児教育・保育の質の向上に努める必要がある。これを実現するため、以下のとおり対応する。

まず、民間手法の導入における基本方針として以下の3点を定める。

1点目は、環境を変えないことである。

民間手法を活用する場合、保護者が最も不安に感じることは、先生が替わること、園の運営方針が変わることなど、環境が変わることによる子どもへの影響であると考えられる。慣れ親しんだ環境で引き続き生活できることが、子どもの最善の利益につながるものと考え、環境の変化を最小限に留めることとする。

2点目は、地域における役割の継承である。

公立園は従来から、①地域の拠点的役割、②子育て支援を推進する役割、③人材育成、幼児教育・保育の質の向上を図る役割など、通常保育園等で行う業務以外についても地域において役割を担ってきた。この役割については、今後も引き継いでいく必要がある。

3点目は、幼児教育・保育の無償化に伴う負担増などに対する即効性のある対応である。

幼児教育・保育の無償化に伴う市の負担額の増分を試算すると、2020年度（令和2年度）当初予算ベースで年間3.9億円となる。無償化への対応及び今後の幼児教育・保育需要への対応のために、民間手法の導入は、可能な限り多くの園を早急かつ一度に実施することが必要となる。

次に、上記基本方針を踏まえた保育園等の運営について記載する。

運営主体については、安城市の出資のもと、社会福祉法人である社会福祉事業団を設立し、事業団へ一部公立園を移管し運営する。また、安城市と事業団との間で協定を締結し、市が積極的に運営に関与できる児童福祉法に基づく「公私連携型保育所」、若しくは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園」とし、保育園等が引き続き担っていくべき地域の中での役割を担保するとともに、環境の変化を最小限に留めることなど、責任を持って対応することとする。その一方で、事業団へ移管する園においては、民間としての独自性、柔軟性を取り入れ、運営するものとする。

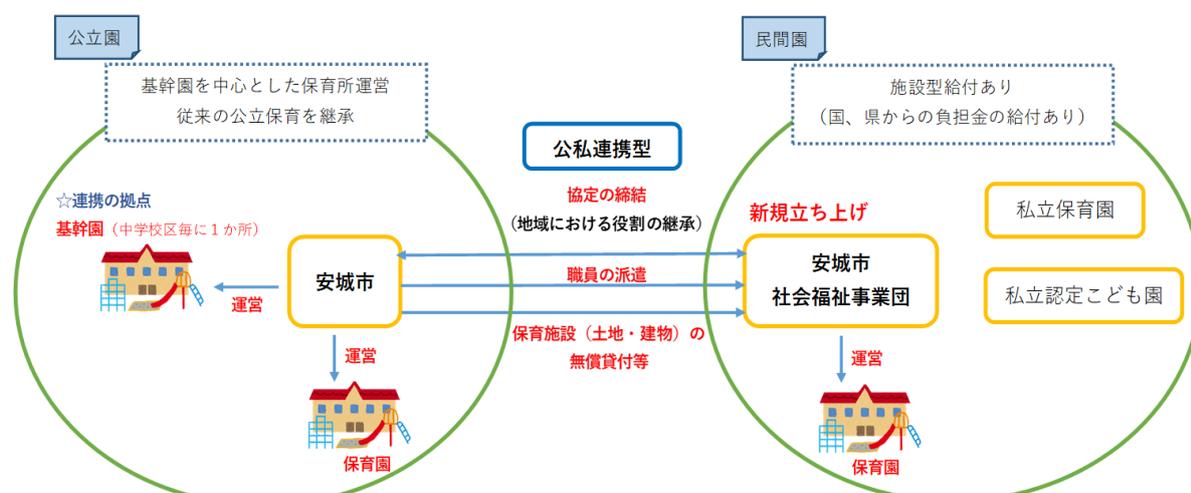
移管の規模としては、可能な限り高い財政効果を得るため、また、後述の派遣を伴う人事異動を円滑に実施するため、事業団へ移管する園の数は、公立園27園（保育園：23園、認定こども園：2園、幼稚園2園）の内、概ね半数の14園とする。なお、幼稚園を移管する際には、「3-5 利便性向上の視点における保育園・幼稚園の認定こども園移行」の方針

に従って認定こども園へ移行するものとする。

移管の時期としては、保護者及び公立園の保育士等へ丁寧に説明し、十分に理解いただいた後、財政効果を考え、できるだけ早急かつ一度に移管するものとする。

運営の体制については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例に基づき、公立園の保育士等を事業団へ派遣し、移管された園において、従来と同じ保育が行われ、子どもにとって安心できる環境が提供できる体制を確保する。

また、土地や建物などの施設・設備等は、建物の保全等必要な整備を市の責任において実施するため、事業団への貸付を行うこととする。



〈概要図1〉：事業団への一部公立園の移管と運営

3-6 (4) 民間移管対象施設

民間移管の対象施設つまり事業団へ移管する園については、表 3-10 のとおり、中規模程度の園児数が多く、入所率が高い園を選定する。理由としては、経営の観点から民間園としてその運営のために、運営資金である施設型給付が多く支払われる必要であり、施設型給付の積算項目の一つである園児数が多い園を選定する必要があるからである。なお、安城北部幼稚園及び東栄幼稚園については、表 3-5 のとおり、認定こども園へ移行したうえで移管するものとする。

〈表 3-10〉 民間移管の対象施設（事業団へ移管する園）

園 名				
南部保育園	西部保育園	東端保育園	志貴保育園	小川保育園
みのわ保育園	新田保育園	赤松保育園	みその保育園	桜井保育園
安城こども園	さくのこども園	安城北部幼稚園	東栄幼稚園	

また、その一方で、公立園として残る園のあり方及び運営については、次のとおりとする。

大規模園については、各中学校区の公立園のうち1か所を基幹園（表 3-11）として位置付け、以下3点の機能を持つものとする。

1点目は、地域子育て支援の中心としての機能である。

基幹園は子育て支援センターを併設しているなど規模の大きな公立園から選定し、いつでも子育てに関する相談ができるなど、地域の子育て支援の中心的役割を担う。

2点目は、災害時において応急保育を実施する機能である。

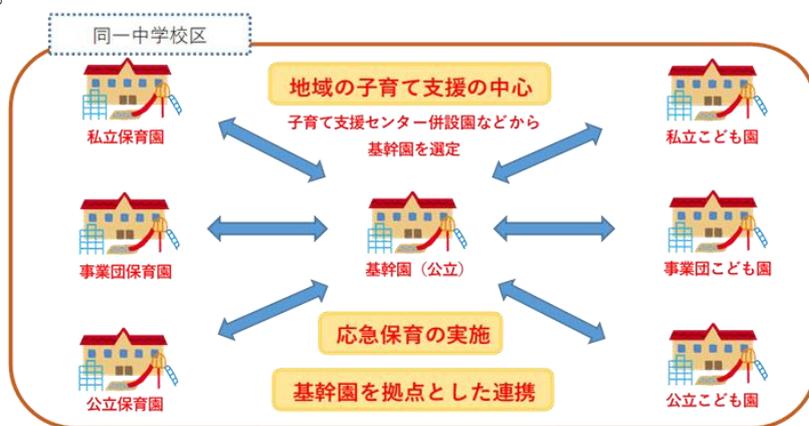
公共が担うべき役割の一つである災害対策、復旧に向けての第一歩として、基幹園にて応急保育を実施することにより、早期の保育再開を図る。

3点目は、同一中学校区内の保育園等の連携の拠点としての機能である。

基幹園が、同一中学校区内の保育園等が連携を図るための拠点となることにより、幼児教育・保育の質の向上に努める。

〈表 3-11〉各中学校区における基幹園

中学校区	園名
安城北中学校区	安城保育園
東山中学校区	あけぼの保育園
明祥中学校区	和泉保育園
桜井中学校区	さくら保育園
安城西中学校区	二本木保育園
安祥中学校区	ゆたか保育園
安城南中学校区	錦保育園
篠目中学校区	作野保育園



〈概要図 2〉：基幹園の機能

また、連携により、以下3点の取り組みを実施する。

1点目は、幼児教育・保育の質の向上に向けた研修体制の拡充である。

公立、民間の合同研修会の実施や、公開保育を基幹園が中心となって実施するなど研修体制の拡充を図る。

2点目は、地域の課題・実情に合わせた保育実践である。

保育園等は地域に根差しており、地域の課題やニーズを把握することが可能なため、中学校区内の保育園等が情報共有や意見交換をする場を設けるとともに、それらを幼児教育・保育施策に反映し、保育実践へとつなげる取り組みを行う。

3点目は、行政機関との連携強化に向けた取り組みである。

学校や保健センター等との連携により、支援を必要とする家庭や子どもに対し包括的な支援を行うことや、大規模災害の発生時においては、基幹園にて速やかに応急保育を実施するにあたり、市の災害対策本部との連携を図る。また、情報が集まりやすいという公共の利点を生かし、情報発信、情報共有に努めるものとする。

一方、小規模園としては、従来から担ってきた地域における役割を継承する必要があるため、現時点においては統廃合等を検討すべきではないため、「3-5(1)認定こども園への移行(2020年～)」に記述したとおり、認定こども園への移行による利便性向上などにより、入園率の改善を図ることとする。

3-6 (5) 民間移管のスケジュール

今後の事業団設立に向けた取り組み及び公立の保育園等の民間移管については、表 3-12 のスケジュールを目安に進め、早ければ2021年(令和3年)4月から事業団所管園として保育を開始する。

〈表 3-12〉 民間移管のスケジュール

	2020年度 (令和2年度)				2021年度 (令和3年度)
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～
方針決定 ・ 運営方針改訂	方針決定	保育園等運営方針改訂版施行			
関係者説明 ・ 周知	保育士説明会	対象園保護者説明会	広報 入園案内	WEBサイト・窓口	
議会	6月定例会	9月定例会	12月定例会		
事業団設立	第1回 設立準備会		第2回 設立準備会		法人認可
	事業団設立準備		事業団事務局設置・業務開始		理事会 評議員選任 解任会議 評議員会
保育園等認可 (移管園)	認可協議・事前準備			認可の届出	保育園等 認可 保育開始

4-1 推進体制

本方針の策定及び見直しについては、安城市子ども・子育て会議で、その意見を聴いて行う。なお施策の実施等に当たっては、個別に会議体を構成することができることとし、施策に関し民間保育園・民間幼稚園などに情報発信を行うとともに、市民に広く周知するものとする。

子ども・子育て支援法（抜粋）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

安城市子ども・子育て会議条例（抜粋）

第3条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する「子ども・子育て支援」をいう。以下同じ。）に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。

4-2 今後のスケジュール

「3-2 民間の保育園・認定こども園の整備による保育需要の受け皿拡大」への取り組みについては、待機児童が発生し、また今後もその発生が懸念される状態であることから、直ちに取り組みを開始する必要がある。また、図 3-3 で掲げた検討施策に見合う定員拡大により、保育需要を充足することができる見込みになるまでは、その取り組みを継続する必要がある。

「3-5 利便性向上の視点における保育園・幼稚園の認定こども園移行」は、2019 年度（令和元年度）に認定こども園に移行した「安城幼稚園」「さくの幼稚園」に加え、施設の有効活用及び保護者の利便性向上の視点から、表 3-5 及び 3-6 のとおり、幼稚園については 2021 年（令和 3 年）、保育園については 2022 年（令和 4 年）の認定こども園への移行を目指すこととする。

「3-6 市が設立する社会福祉事業団による保育園・認定こども園の運営」は、本文に示したとおり、早急に周知を図り、2021 年（令和 3 年）の移行を目指すこととする。